

議第二十五号議案

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和五十三年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。
 第一条中「九十三人」を「九十一人」に改める。

別表南第三区 さいたま市西区の項から南第十二区 さいたま市岩槻区の項までを次のように改める。

南第三区	さいたま市西区・北区	さいたま市西区	三人
南第四区	さいたま市大宮区・中央区	さいたま市大宮区	三人
南第五区	さいたま市見沼区・岩槻区	さいたま市見沼区	三人
南第六区	さいたま市桜区・南区	さいたま市桜区	三人
南第七区	さいたま市浦和区・緑区	さいたま市浦和区	三人
		さいたま市緑区	

別表中「南第十三区」を「南第八区」に、「南第十四区」を「南第九区」に、「南第十五区」を「南第十区」に改め、南第十六区 鴻巣市の項を次のように改める。

南第十一区	鴻巣市	鴻巣市	一人
-------	-----	-----	----

別表中「南第十七区」を「南第十二区」に、「南第十八区」を「南第十三区」に、「南第十九区」を「南第十四区」に、「南第二十区」を「南第十五区」に、「南第二十一区」を「南第十六区」に、「南第二十二区」を「南第十七区」に改め、西第八区 日高市の項及び西第九区 毛呂山町・越生町・鳩山町の項を次のように改める。

西第八区	日高市・毛呂山町・越生町・鳩山町	日高市 入間郡毛呂山町 入間郡越生町 比企郡鳩山町	二人
------	------------------	------------------------------------	----

別表中「西第十区」を「西第九区」に、「西第十区」を「西第十区」に、「西第十区」を「西第十区」に、「西第十区」を「西第十区」に改め、北第三区 本庄市・神川町・上里町の項及び北第四区 深谷市・美里町・寄居町の項を次のように改める。

北第三区 本庄市・美里町・神川町・上里町	本庄市 児玉郡美里町 児玉郡神川町 児玉郡上里町	二人
北第四区 深谷市・寄居町	深谷市 大里郡寄居町	二人

別表東第一区 行田市の項から東第三区 加須市の項までを次のように改める。

東第一区 行田市・羽生市	行田市 羽生市	二人
東第二区 加須市	加須市	一人

別表中「東第四区」を「東第三区」に、「東第五区」を「東第四区」に、「東第六区」を「東第五区」に、「東第七区」を「東第六区」に、「東第八区」を「東第七区」に、「東第九区」を「東第八区」に、「東第十区」を「東第九区」に、「東第十一区」を「東第十区」に、「東第十二区」を「東第十一区」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)

- 2 改正後の埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される埼玉県議会議員の一般選挙から適用し、当該一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

平成三十年十月十二日提出

埼玉県議会議員

浅野目 義英

同 鈴木 正人

同 田並 尚明

同 木村 勇夫

同 山本 正乃

同 高木 真理

同 水村 篤弘

同 醍醐 清

同 井上 将勝

同 江原 久美子

同 岡重 夫

同 井上 航

同 山根 史子

同 石川 忠義

同 並木 正年

同 大嶋 和浩

提案理由

平成二十七年国勢調査の結果等に基づき、平成三十一年に行われる予定の一般選挙に向けて、埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の改正をしようとするものである。